

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて(改定)

公共工事において、品質の確保を図り、適正価格での契約を推進するため、国土交通省の審議機関である『中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)』において、令和3年度に最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式について改定が行われました。

当市も以前より『中央公契連』モデルを準用していることから、他市の動向等を調査し検討した結果、今回の改訂に伴い最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の決定方式の取り扱いを以下のとおりとしたい。

1. 対象工事について

最低制限価格：設計金額が1.5億円未満の工事を対象とする。

低入札価格調査基準価格：設計金額が1.5億円以上の工事を対象とする。

2. 適用時期について

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

3. 算定方法について

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格(低入札価格調査基準価格)を算定する。

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\%) \times 1.1}{\text{設計額}}$$

(注1) 制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

(注2) 共通仮設費積上げ分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算式が適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2)最低制限価格(低入札価格調査基準価格)の算定

●最低価格制限価格(低入札価格調査基準価格)の算定式

$$\text{予定価格(税抜き)} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てとする。